

# 1. 札幌都心部の屋外広告物規制について

## ■ 2つの制度で屋外広告物を規制している

### 【屋外広告物条例の制度】

#### ○条例の目的(条例第1条)

- 1.良好な景観の形成又は風致の維持
- 2.公衆に対する危害の防止

#### ○景観保全型広告整備地区とは(条例第9条)

良好な景観を保全するため、広告物の整備が必要な区域を景観保全型広告整備地区に指定する

### 【景観条例の制度】

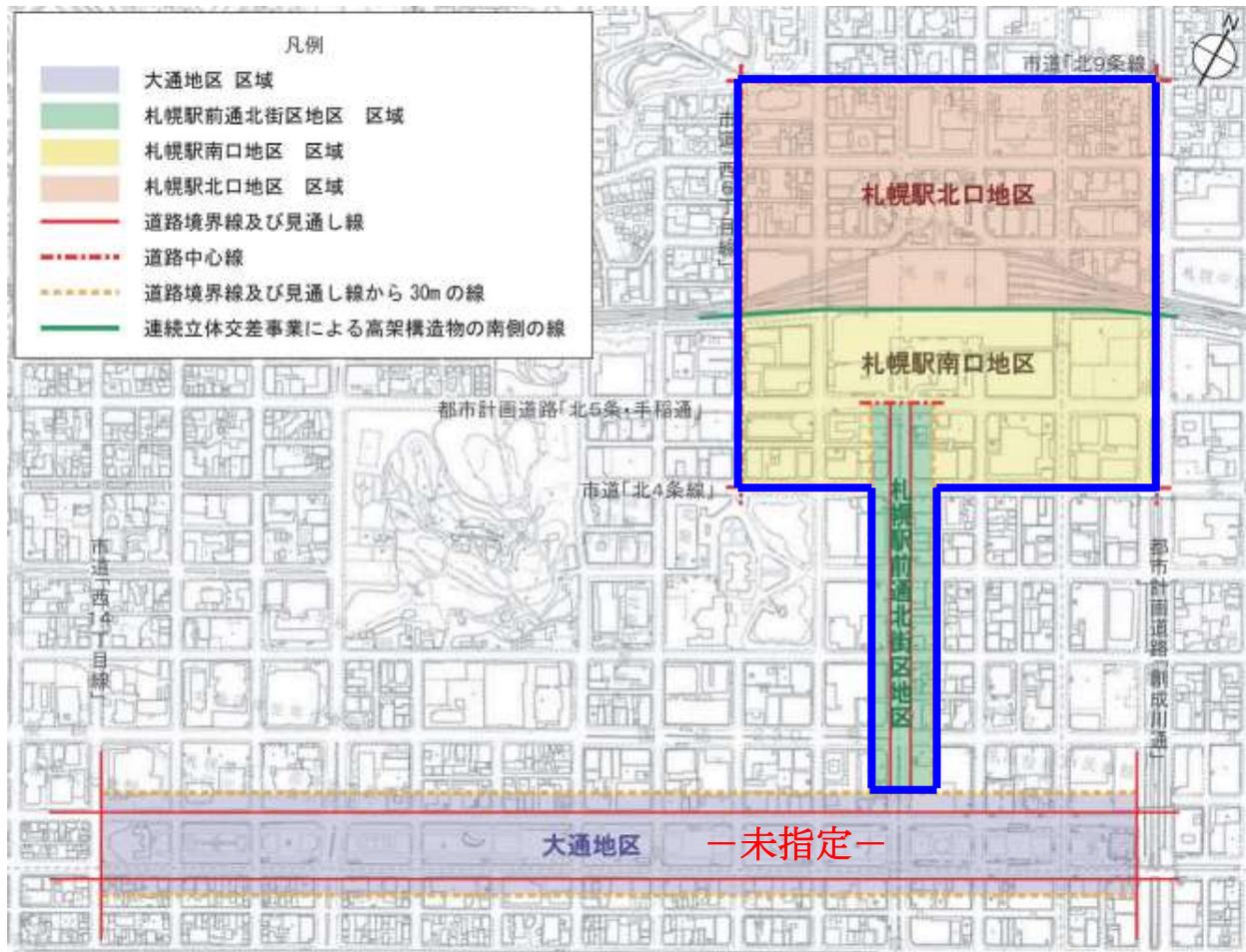
#### ○条例の目的(条例第1条)

- 1.個性的で魅力的な景観の形成
- 2.快適な都市環境の創造と市民文化の向上

#### ○景観計画重点区域とは(条例第12条)

地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域とする

■現在の指定状況



【指定状況】

	景観計画重点 区域	景観保全 型広告 整備地区
札幌駅 南口第一	H15.4	H14.4
札幌駅 南口第二		H15.4
札幌駅 北口	H16.4	H16.4
札幌 駅前通	H23.12	H23.12
大通	S63.4	未指定

## 2. 指定に至る背景及び経緯

## ■札幌市の景観保全型広告整備地区について

札幌市では、景観計画重点区域を景観保全型広告整備地区に指定することで、屋外広告物の規制を図ってきた。屋外広告物法による景観保全型広告整備地区の制度は、平成11年の法改正により創設されたもの。当時、ステラプレイスや大丸百貨店等の札幌駅周辺の再開発が進められており、この流れを受け平成14年、札幌駅南口地区について初の指定を行った。以後北口地区を、平成23年には地下歩行空間の開通を期して、札幌駅前通地区の指定を随時行い現在に至る。

大通地区については、景観計画重点区域の指定は昭和63年と最も古いですが、当時は屋外広告物法に地区指定の制度が無く、以降、同地区における再開発等の指定のきっかけとなるような状況変化は見られなかった経緯がある。そのような中、今年度は大通地区の魅力向上を目的とした「はぐくみの軸強化方針」が策定されることになった。同方針では、大通地区の歴史的景観を活かした景観形成を目指しており、屋外広告物についても重要な景観構成要素に位置付けられた。

これを受け、市全体においても景観への関心が一層高まるものと思われ、大通地区を指定することの周辺環境が整ったものと判断した。

## ■はぐくみの軸強化方針について

### 【背景】

札幌市は令和4年（2022年）8月に市制施行から100周年を迎えたが、約150年前に、火防などを目的に道路として整備された大通を基軸に都心のまちづくりが進められ、札幌の顔として都心は大きく発展を続けてきた。

しかし、今後は、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小や超高齢社会の到来が見込まれており、成熟社会を支えるためのまちづくりが必要となっている。その中で大通周辺には、広大なみどりの空間である大通公園のほか、札幌市時計台といった歴史的資源など、札幌を象徴するまちの資源が多く集積している。

札幌のまちが、次の100年も魅力と活力を創造し続けるまちであるためには、これらの価値を再認識して大通及びその周辺のまちづくりを進め、札幌のまちを形成する根幹となる歴史を備える東西軸として魅力を高めていくことが重要である。

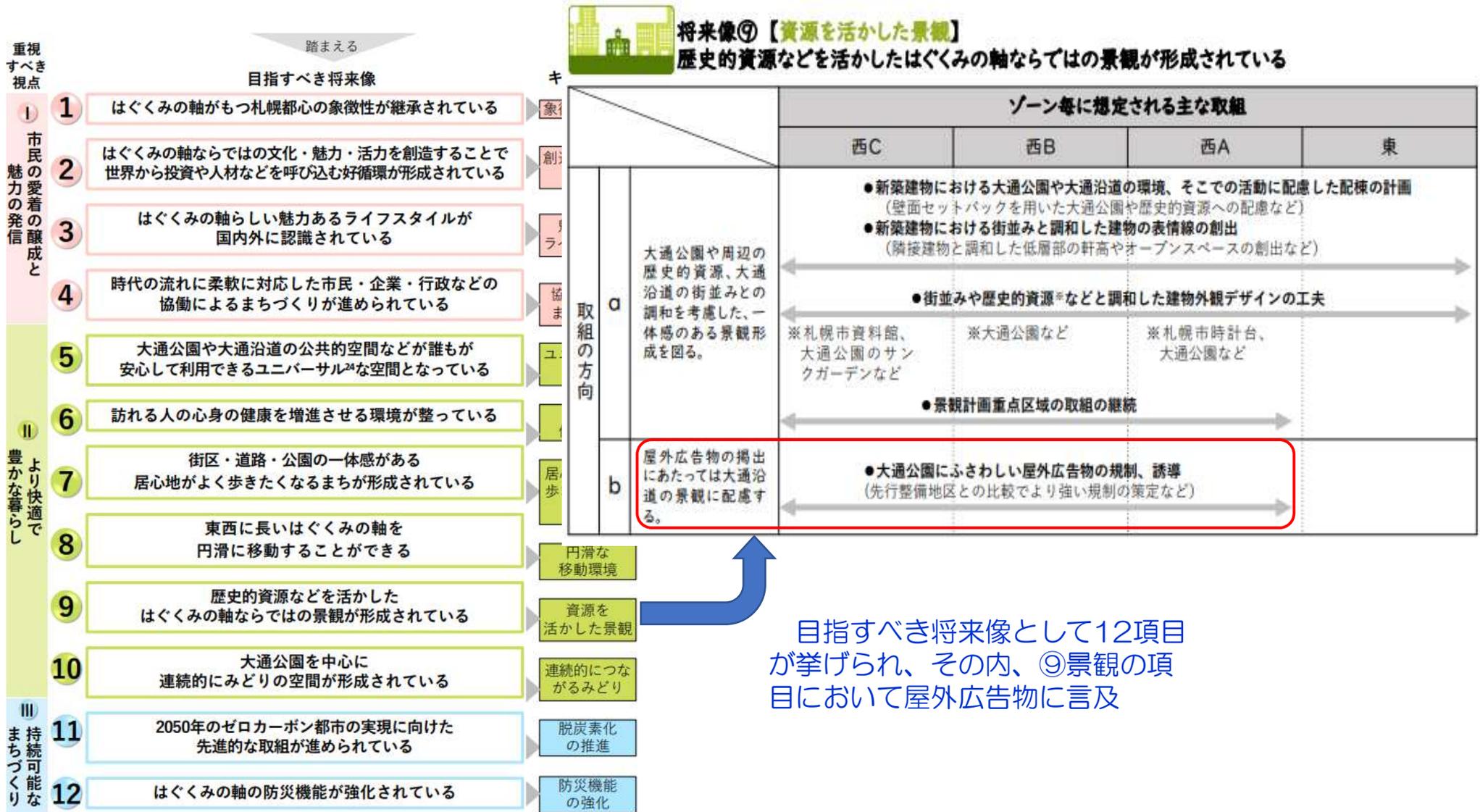
### 【理念】—象徴性の継承と新たな価値の創造—

150年の歴史ではぐくまれてきた価値を継承し、100年先の未来に向けて新たな魅力と活力を“はぐくむ”

### 【目的】

- 都心の東西軸としての魅力を強化していくため、開発の機運の高まりに合わせて強化方針を策定し、大通公園などの地域特性を活かして大通及びその周辺のまちづくりを促進していく。
- そして次の100年に向け、時代の流れに柔軟に対応しながら新たな価値を創造し続け、札幌市民が世界に誇れる、魅力と活力にあふれる都心の実現に寄与することを目指す。

# はぐくみの軸強化方針における屋外広告物の位置付け



### 3. 審議スケジュール

## ■全体スケジュール案

	屋外広告物審議会	市 議 会	はぐくみの軸
7月	事前案内		パブリックコメント
8月	第1回審議会開催		
9月			
10月	第2回審議会開催	議会報告	策 定
11月	パブリックコメント		
12月			
1月			
2月	第3回審議会開催 指 定		

## ■審議会（全3回）／各回の要点

### 第1回（本日）

- 指定に至る経緯の説明
- 指定案について

### 第2回（10月）

- 第1回目を受けての修正点の説明
- パブリックコメントについて

### 第3回（2月）

- パブリックコメントを受けての修正点の説明
- 当審議会の了承（指定案の確定）

## 4. 大通地区における基本方針及び 広告物種別許可基準について(案)

## ■大通公園について

- ルーツ

明治4年（1871年）火防などを目的として整備。

- 規 模

大通西1丁目から大通西12丁目まで長さ約1.5km、面積は約7.89ha。

- 特 徴

大通地区は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致（札幌市においては、自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな都市環境をいう）を保全するために定められた「風致地区」に指定されている。

（留意点）風致地区は屋外広告物条例上、禁止区域として規制されるが、大通地区にあっては道路区域に限られているため、現状は風致地区全体には屋外広告物の規制が及んでいない。



明治末頃 大通公園



### ■大通公園周辺の屋外広告物の現況

- 沿道の建築物数 80
- 許可取得済みの建築物数 42
- 許可取得済みの屋外広告物数 187  
(うち屋上広告物数 22)



## ■基本方針について（手引 P4）

### 検討の方向性

○先行して指定された地区の理念を受け継ぐ。

○札幌の草創期より発展の中心としての役割を担い、もっとも古くから法令による規制誘導が図られてきた地区の歴史に配慮する。

○地区中心に風致地区が位置すると同時に、周囲には歴史的資源が存在するという他にはない背景を尊重して、これら要素との調和を図る。

## 先行地区の例（手引／P4）

### 【南口地区・北口地区】

- (1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出  
 ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌市の交通拠点及び都市機能が集積した市民の交流拠点として、案内誘導機能の充実を図るため、体系的な案内サインの配置に配慮する。

地区の特色を記載する箇所【変更】

- (2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

イ 広告物等を表示又は設置しようとする者は、その質的向上を目指して、専門家にデザインの評価を受けるなどの自主的取組みを行う。

自主的組織を前提とした記載【削除】

### 【駅前通地区】

- (1) 上記に同じ

イ 札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力ある街並みをつくるため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

- (2) 上記に同じ

## 大通（案）

- (1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出
  - ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。
  - イ 札幌都心を象徴する空間として、風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を図るため、 広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。
- (2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出
  - ア 優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

## ■ 広告物種別許可基準について（手引 P5～10）

### 検討の方向性

- はぐくみの軸強化方針の「屋外広告物の掲出にあたっては大通沿道の景観に配慮する」という将来像を十分に踏まえる。
- 先行地区における教訓を生かして基準の簡明化を図ると同時に、これまで行われてきた景観条例による規制誘導を尊重しこれを引継ぐ。

## (1)種別基準 (手引/P 5~10)

	通常の地区	札幌駅南口第一	札幌駅前通	大通(案)	景観条例 (参考)
屋上	高さ20m以下	不可	高さ5m以下	不可	高さ20m以下
壁面	1壁面1/3以下 かつ50㎡以下	壁面1/3以下 50㎡以下	壁面1/3以下 50㎡以下	壁面1/4以下 25㎡以下	壁面1/4以下 25㎡以下
突出	1基40㎡以下 1面20㎡以下	1基10㎡以下 1面5㎡以下	1基20㎡以下 1面10㎡以下	1基10㎡以下 1面5㎡以下	1基40㎡以下 1面20㎡以下
地上	1基150㎡以下 1面75㎡以下	1基30㎡以下 1面15㎡以下	1基30㎡以下 1面15㎡以下	1基30㎡以下 1面15㎡以下	

## (2) その他事項

	通常の地区	札幌駅南口第一	札幌駅前通	大通(案)	景観条例 (参考)
窓面	可	可	可	不可	不可
案内誘導	可	可	可	不可※1	不可
デジタル	可	可	可	不可	不可
自主組織		可(有)	可(無)	不可※2	

※1 札幌駅周辺において駅関連施設への誘導のために設けたが、許可実績なし。必要な案内は行政が設置可能であるため、不要と判断。

※2 地権者等の意向により基準に合わない広告掲出が可能になり、風致地区である大通地区には馴染まないため、不要と判断。

## ■景観条例の届出について (手引/P14)

景観計画重点区域	景観保全型広告整備地区の指定状況	景観計画重点区域における屋外広告物の届出について
札幌駅北口地区 札幌駅南口地区 札幌駅前通北街区地区	指定済	<b>不要</b> (景観保全型広告整備地区による屋外広告物の許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなします。)
大通地区※1)	未指定	<b>必要</b> <b>(行為に着手する30日前までに届出が必要)</b> ●別途、屋外広告物条例に基づく許可申請が必要です。 ●広告物等の表示面積・高さ・色彩等について、屋外広告物条例とは異なる基準を設けておりますので、景観担当にご確認ください。

※1)大通地区景観計画重点区域の一部は、景観保全型広告整備地区(札幌駅前通北街区地区)に指定されております。

当該区域については、景観計画重点区域の届出は不要です。

先行地区は、景観保全型広告整備地区に指定後は、景観条例の届出は不要になっていた。



**大通地区については、指定後も、景観条例の届出を維持。**

## 色彩景観基準

- (1) 建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』（マンセル値を参考）とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2) 計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3) 色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
  - ①計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方向を考慮する。
  - ②計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色（オ）ことも考えられる。
  - ③計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮する低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
  - ④橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和を考慮する。
  - ⑤鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色（次頁カラーチャート参照）

## ■景観条例の色彩規制（参考）

### 札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針(抜粋)

#### 計画建築物等の配色を考える

- 建物のカラーコンビネーションテクニック（図4、図5）
  - ・建物の高層部の色は、高明度・低彩度にして圧迫感を軽減する。（→カラーチャートA～D）
  - ・アクセントカラーは、低層部（3階程度の高さ）までとする。（→カラーチャートE～G）
  - ・縦方向のアクセントカラーは、建物側面積の20%程度とする。（→カラーチャートE～G）
  - ・街並みの連続性に配慮する。

- 橋梁、高架橋、擁壁などの構造物
  - ・周りとの調和に配慮する。
  - ・中明度・低彩度にする。（→カラーチャートB～D）
  - ・無彩色の白に近づける。（→カラーチャートA～B）
  - ・薄い色味を使用する。
- 鉄塔、煙突などの構造物
  - ・中明度の無彩色（グレー）を使い、周囲と同化させる。
  - ・中間部・上部は無彩色の白に近づけるか、空の色と同化させて存在感を無くする。
  - ・円筒形や四角錐等は無彩色に近い色を使い、周囲環境と同化させる。

※航空法第51条及び第51条の2等関係規定は除く（赤白表示等）

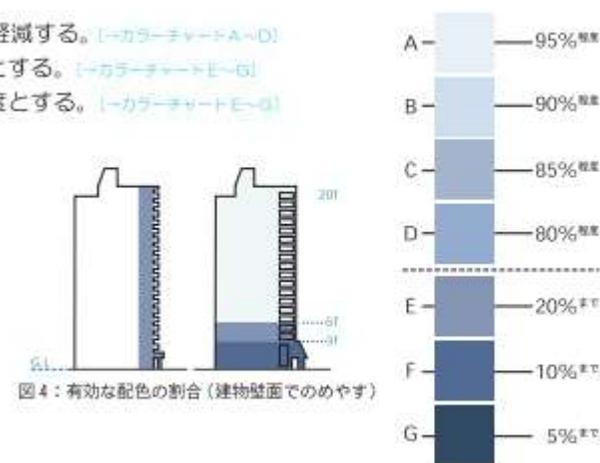


図4：有効な配色の割合（建物壁面でのめやす）

図5：各色の全体に対する使用面積のめやす（タテ第7列の場合）（→カラーチャート）

		カラーチャート									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A 95%	08P1008 Ipt tone	23P1003 Ipt tone	10P1013 Ipt tone	50P1003 Ipt tone	100P008 Ipt tone	08G110 Ipt tone	72P1020 Ipt tone	23P1020 Ipt tone	10P1013 Ipt tone	90	
	08P1003 Ipt tone	08P1003 Ipt tone	12P1010 Ipt tone	50P1015 Ipt tone	75G1020 Ipt tone	08G1020 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	08P1013 Ipt tone	08P1013 Ipt tone	90M5	
B 90%	08P1010 Ipt tone	12P1010 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	50P1020 Ipt tone	05G1020 Ipt tone	08G1020 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	08P1020 Ipt tone	90M5
	08P1015 Ipt tone	90M5									
C 85%	08P1015 Ipt tone	90M5									
	08P1015 Ipt tone	90M5									
D 80%	08P1015 Ipt tone	90M5									
	08P1015 Ipt tone	90M5									
E 20%	08P1015 Ipt tone	90M5									
	08P1015 Ipt tone	90M5									
F 10%	08P1015 Ipt tone	90M5									
	08P1015 Ipt tone	90M5									
G 5%	08P1015 Ipt tone	90M5									
	08P1015 Ipt tone	90M5									

## 5. 参考事例（写真）

## チャンネル文字





窓面広告物



案内誘導広告物

## デジタルサイネージ広告物



渋谷駅周辺



バス停上屋広告

## ■自主的組織の規定

○平成15年 告示第375号

### 4 許可基準

(2) 表示又は設置しようとする広告物等が条例第11条第2項第1号に規定する自家用広告物（以下「自家用広告物」という。）で、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合に限り別表1に掲げる許可基準を適用しない。



○屋外広告物に係る取扱基準

### 6 景観保全型広告整備地区の許可基準の特例

(4) 自主的組織は、指定地区内に表示又は設置される広告物等について、次のことを行うものとする。

ア 省略

イ 指定地区内の事業者等の申し出により、当該広告物等のデザイン、色彩及び表示又は設置の方法、その他必要な事項について、地区景観の向上に寄与するものであるかの評価を行い、その広告物等の表示又は設置の是非を決定する。

## 自主的組織の例

